

2022

|

2030

春日井市環境基本計画

〇〇〇〇年〇月

春日井市

はじめに

春日井市は、東部には緑豊かな丘陵地が広がり、南には一級河川である庄内川が流れる豊かな自然環境と良好な都市環境との調和を図りながらまちづくりを進めてきました。

本市では、「春日井市環境基本条例」に基づき 2002 年（平成 14 年）3 月に「春日井市環境基本計画」を策定し、これまで 2 度にわたり見直しを行い、市民・事業者・市が連携・協働して、環境に関する様々な施策を展開してきました。

しかし、地球温暖化が原因とみられる気候変動や生物多様性の損失、マイクロプラスチックによる海洋汚染など、地球規模での環境問題が進行しております。

また、かけがえのない地球環境を守り、次世代へ引き継いでいくには、私たち一人ひとりが環境に対する意識を変えていくとともに、環境保全に自発的に取組み、持続可能な社会をめざしていくことも必要となります。

こうした社会情勢の変化や新たな課題に対応するため、本市では、2021 年（令和 3 年）6 月に「ゼロカーボンシティ」を宣言するなど、重点的に取組みを進めてきましたが、さらなる環境施策の推進に向けて、環境基本計画 2022～2030 を策定しました。

今回の計画において、めざす環境像である「豊かな自然と暮らしが調和する 環境にやさしいまち かすがい～わたしたちの未来と地球のために～」の実現には、市民、事業者、市がそれぞれの責任とパートナーシップのもと一体となって行動していくことがますます重要になってまいりますので、皆様方のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本計画の見直しにあたり、ご尽力を賜りました春日井市環境審議会委員の皆様を始め、様々な機会を通じてご助言をいただきました皆様に心からお礼を申し上げます。

2022 年（令和 4 年）3 月

春日井市長

目次

第1章 環境基本計画の基本的事項	1
1 計画策定の背景	1
環境関連の主な動向	2
新たな課題	3
春日井市の現況	5
春日井市の環境に関する施策に対する満足度・重要度	17
環境に関する取組みの実施状況	19
2 計画の目的	22
3 計画の位置付け	22
4 計画の期間	23
第2章 めざすべき環境の姿	24
1 環境像	24
2 環境目標	25
第3章 施策の展開	29
施策の体系	29
全体目標・環境目標 1 環境学習・パートナーシップ	30
環境目標 2 低炭素社会	34
環境目標 3 自然環境	38
環境目標 4 循環型社会	42
環境目標 5 都市環境・生活環境	46
第4章 生物多様性地域戦略	50
1	50
第5章 計画の推進	61
1 推進の仕組み	61
2 進行管理項目	61
3 連携による推進	61

第1章 環境基本計画の基本的事項

1 計画策定の背景

本市では、2001年（平成13年）9月に制定した「春日井市環境基本条例」に基づき、2002年（平成14年）3月に「春日井市環境基本計画」（以下、「前計画」という）を策定しました。その後、2度にわたり見直しを行い、環境の保全等に関する取組みを総合的かつ計画的に推進してきました。

また、2018年（平成30年）2月に「第6次春日井市総合計画」を策定し、環境関連の個別計画として、2019年（平成31年）3月に「春日井市災害廃棄物処理計画」の策定、「春日井市地球温暖化対策実行計画 2019-2030」及び「春日井市ごみ処理基本計画」の改定を行い、環境に関する様々な取組みを進めてきました。

近年の環境を取り巻く状況は大きく変化しており、国際的な動向としては、2015年（平成27年）に持続可能な開発目標（SDGs）を掲げる「持続可能な開発のための2030アジェンダ」や地球温暖化対策の新たな国際的枠組みとしての「パリ協定」が採択されました。一方、気候変動による異常気象やマイクロプラスチックごみによる海洋汚染、食品ロス問題、生物多様性の損失など、地球規模での環境の危機に対する国際的な取組みが必要とされています。また、新型コロナウイルス感染症の世界的流行により、新しい生活様式への転換が求められており、感染症対策と環境対策の両立が求められています。

国内においては、国際的な動向を取り入れた「第五次環境基本計画」が2018年に策定され、SDGsの考え方も活用しながら、環境・経済・社会の統合的向上を目指しています。また、気候変動対策、生物多様性などについての法整備が進み、各種計画が策定されるなど、各分野の施策が推進されています。さらに、2020年（令和2年）には菅内閣総理大臣による「2050年温室効果ガス*1排出量実質ゼロ」宣言がなされるなど、脱炭素社会*2の実現に向けた動きが活発になっています。本市では、2019年に「春日井市役所地球温暖化対策指針」を改定し、市が率先して温室効果ガス排出量の削減に取り組むとともに、市民・事業者・市が連携・協働して2050年（令和32年）ゼロカーボンに向けた取組みを推進するため、2021年6月22日「ゼロカーボンシティかすがい」を宣言しました。

こうしたなか、前計画の計画期間が2021年度（令和3年度）までとなっていることから、今後も「春日井市環境基本条例」の基本理念の実現に向け、環境への負荷を低減し、持続可能な社会を構築していく前計画の基本的な枠組みを継承しつつ、社会情勢の変化など新たな課題に対応していくため、「春日井市環境基本計画 2022-2030」を策定するものです。

*1 温室効果ガス：二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（NO₂）などの地球温暖化の原因となる気体。

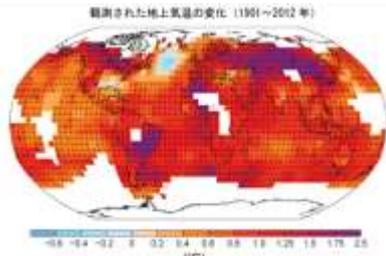
*2 脱炭素社会：地球温暖化の原因となる、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの実質的な排出量ゼロを実現する社会。温室効果ガスの排出量を抑制し、排出された二酸化炭素を回収することで、温室効果ガスの排出量を全体としてゼロにする。

環境関連の主な動向

表1-1 近年の主な動向

年	国際社会	国	愛知県	春日井市
2010	・生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)開催-「愛知目標」採択	・生物多様性国家戦略2010策定 ・第三次エネルギー基本計画策定 ・生物多様性地域連携促進法制定	・希少野生動植物種指定	
2011		・環境教育等促進法改正 ・FIT法制定	・第5次愛知県緑化基本計画策定	
2012	・国連持続可能な開発会議(リオ+20)開催-「我々の求める未来」採択	・第四次環境基本計画策定 ・小型家電リサイクル法制定 ・生物多様性国家戦略2012-2020策定	・あいち地球温暖化防止戦略2020策定 ・廃棄物処理計画(H24~28)策定 ・地域公害防止計画策定	・希少野生動植物種指定 ・地球温暖化対策実行計画策定
2013	・水銀に関する水俣条約の締結	・第三次循環型社会形成推進基本計画策定	・あいち生物多様性戦略2020策定 ・あいち自動車環境戦略2020策定	
2014	・「気候変動に関する政府間パネル(IPCC)第5次評価報告書」採択 ・持続可能な開発のための教育(ESD)に関するユネスコ世界会議開催	・水循環基本法の制定 ・第四次エネルギー基本計画策定	・第4次環境基本計画策定	・環境基本計画(第3期)改定
2015	・「持続可能な開発のための2030アジェンダ(SDGs)」採択 ・「パリ協定」採択	・建築物省エネ法制定 ・気候変動の影響への適応計画策定	・レッドリストあいち2015公表	
2016	・世界経済フォーラム第46回年次総会(ダボス会議)開催-「海洋ごみに関する報告書」発表 ・「パリ協定」発効	・地球温暖化対策計画策定	・災害廃棄物処理計画策定	・第6次総合計画策定
2017			・あいち地域循環圏形成プラン策定 ・第12次鳥獣保護管理事業計画策定 ・廃棄物処理計画(H29~33)策定	・公共施設等マネジメント計画策定
2018	・「気候変動に関する政府間パネル(IPCC)1.5℃特別報告書」発表	・第五次環境基本計画策定 ・気候変動適応法制定 ・第四次循環型社会形成推進基本計画策定 ・第五次エネルギー基本計画策定	・地球温暖化対策推進条例制定 ・あいち地球温暖化防止戦略2030策定	・立地適正化計画策定
2019		・プラスチック資源循環戦略策定 ・パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略策定 ・食品ロス削減推進法制定		・ごみ処理基本計画改定 ・災害廃棄物処理計画策定 ・地球温暖化対策実行計画(2019~2030)策定
2020			・レッドリストあいち2020及びレッドデータブックあいち2020公表 ・気候変動適応計画改定	・まち・ひと・しごと創生総合戦略策定 ・都市計画マスタープラン策定
2021			・第5次環境基本計画策定	・公共交通計画策定 ・自転車活用推進計画策定 ・地域強靱化計画策定 ・緑の基本計画策定 ・ゼロカーボンシティかすがい宣言

新たな課題



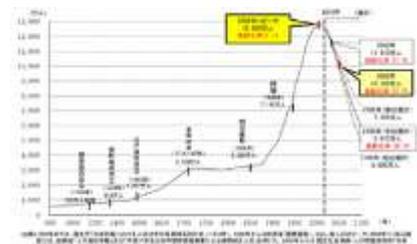
世界の年平均気温の変化の分布 (ICPP 2013 より)



令和2年度7月豪雨 (国土交通省 HP より)



AI のイメージ (産総研 HP より)



人口の長期的推移 (国土交通省 HP より)

市民・事業者・市のパートナーシップにより解決

図 1 - 1 新たな課題

これって何？

ゼロカーボンシティ

ゼロカーボンとは、事業活動や日常生活から排出される温室効果ガス排出量から森林などによる温室効果ガス吸収量を差し引いて、実質的な排出量をゼロにすることを言います。

パリ協定が採択され、世界の長期的目標として、産業革命前から地球の平均気温上昇を2℃より十分下方の抑制1.5℃に抑える努力を継続することとされました。また、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）において、気温上昇を1.5℃超えないためには、2050年前後に温室効果ガス排出量を正味ゼロにすることが必要とされました。わが国においても、2020年10月26日に菅首相の所信表明演説で、2050年に二酸化炭素排出量実質ゼロにすることが表明されました。春日井市においても表明に賛同し、「ゼロカーボンシティかすがい」を宣言し、2050年二酸化炭素排出量実質ゼロを目指しています。

ゼロカーボンシティ かすがい

～2050年二酸化炭素排出量実質ゼロを目指して～

令和3年6月22日

ゼロカーボンシティ宣言

春日井市長 伊藤 太



昔のまち春日井「道風くん」

春日井市の現況

(1) 位置

本市は、名古屋都市圏の北東部にあり、市域は東西に約 15.7km、南北に約 13.7km で、その面積は 92.78km²です。愛知県では、名古屋市、小牧市、犬山市、瀬戸市、豊山町の4市1町と、岐阜県では多治見市と接しています。

市の東部は、愛知高原国定公園に指定されている良好な自然環境に恵まれた丘陵地であり、中部から西部にかけての平野は濃尾平野の一部、南には一級河川の庄内川が流れています。

また、東名高速道路、中央自動車道、名古屋第二環状自動車道、一般国道 19 号や 155 号などの幹線道路網や J R 中央本線、名鉄小牧線、T K J（東海交通事業）城北線、愛知環状鉄道の鉄道網を有し、県営名古屋空港に隣接するなど利便性の高い広域交通網に恵まれています。

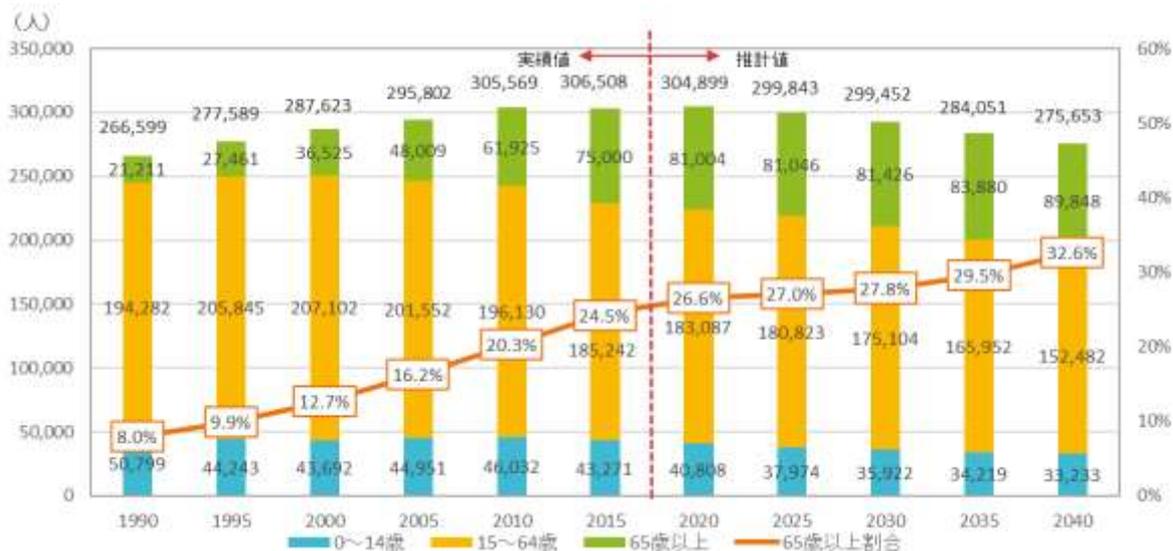
【愛知県における春日井市の位置図】



図 1 - 2 春日井市の位置、特性

(2) 人口・世帯数

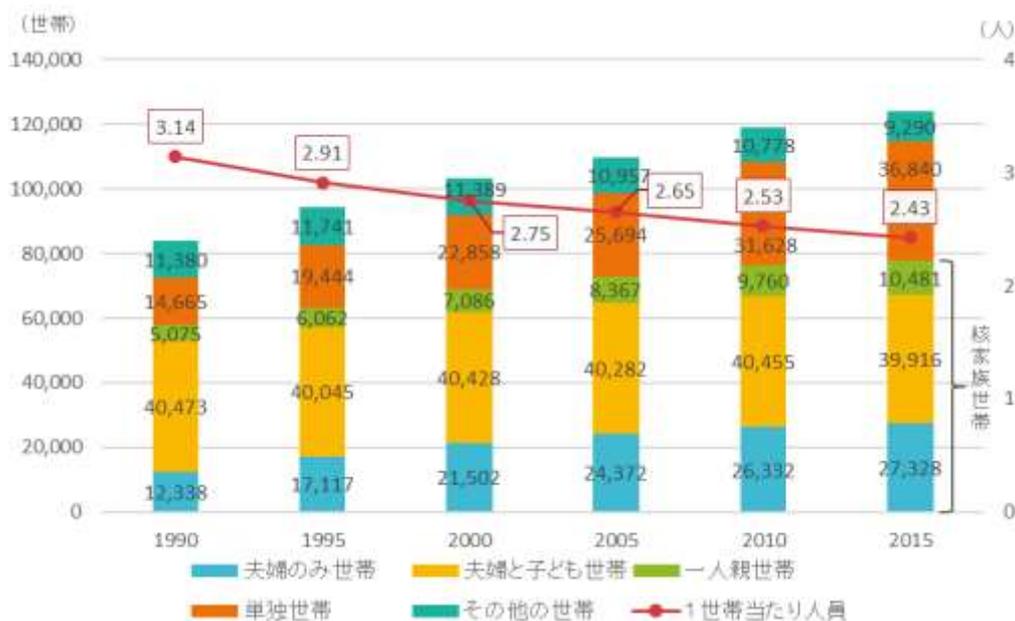
人口は、国勢調査では2015年（平成27年）時点で306,508人、住民基本台帳では2021年（令和3年）4月時点で310,317人となっています。今後は人口が減少するとともに、高齢化が進行すると予測されています。



資料：国勢調査(1990～2015)、国立社会保障・人口問題研究所(2020～2040)

図1-3 人口と65歳以上割合の推移

世帯数は、これまで増加傾向にあります。その一方で、世帯あたり人員は1990年（平成2年）の3.14人/世帯から2015年（平成27年）の2.43人/世帯に減少しています。



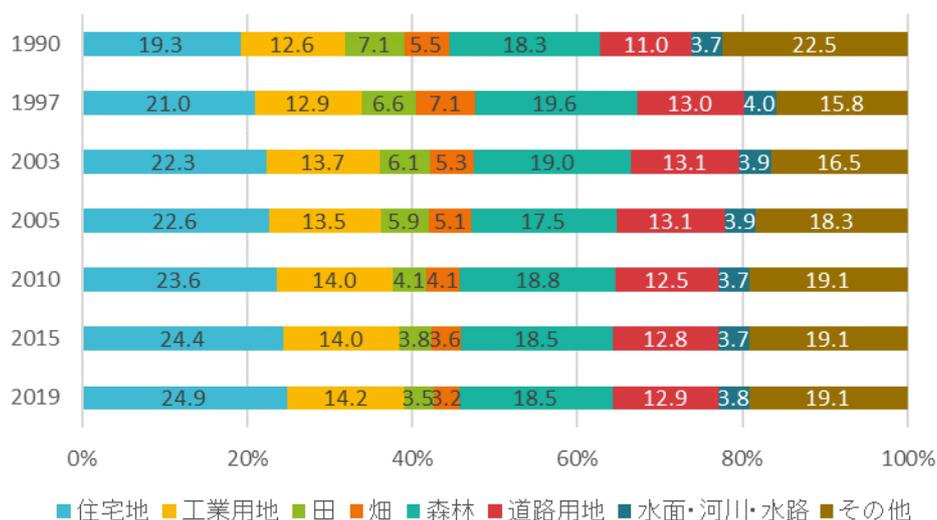
資料：国勢調査

図1-4 世帯数・世帯あたり人員の推移

(3) 土地利用

2018(平成30)年の市内の地目別土地利用割合は、住宅地が24.4%と最も多く、次いで森林が18.5%、工業用地が14.2%と続いています。

1990(平成2)年と比較すると、住宅地や工業用地の割合が増加している一方で、田、畑が減少しています。

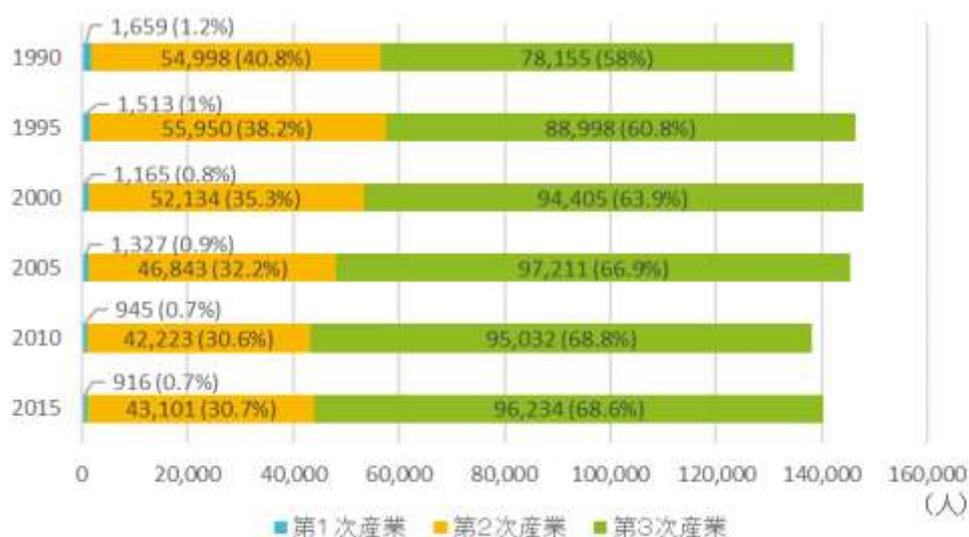


資料：土地に関する統計年報

図1-5 土地利用の割合の推移

(4) 産業

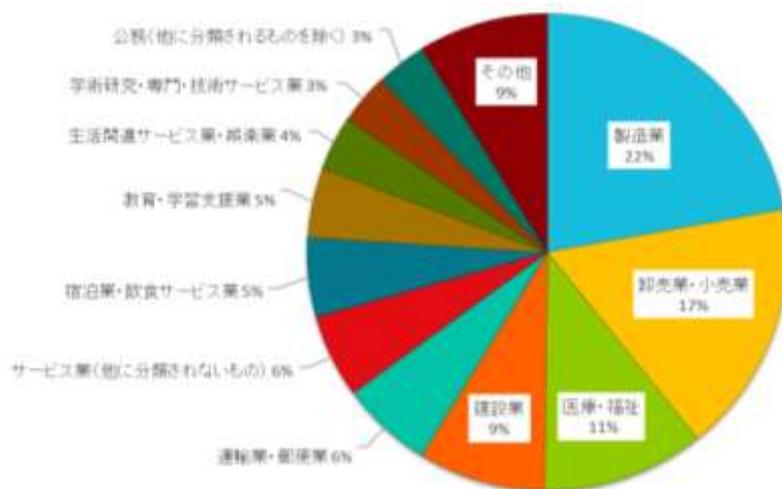
現在の産業構造としては、第3次産業が中心となっており、第1次産業と第2次産業の就業者数は減少傾向です。



資料：国勢調査

図1-6 産業別就業者数の推移

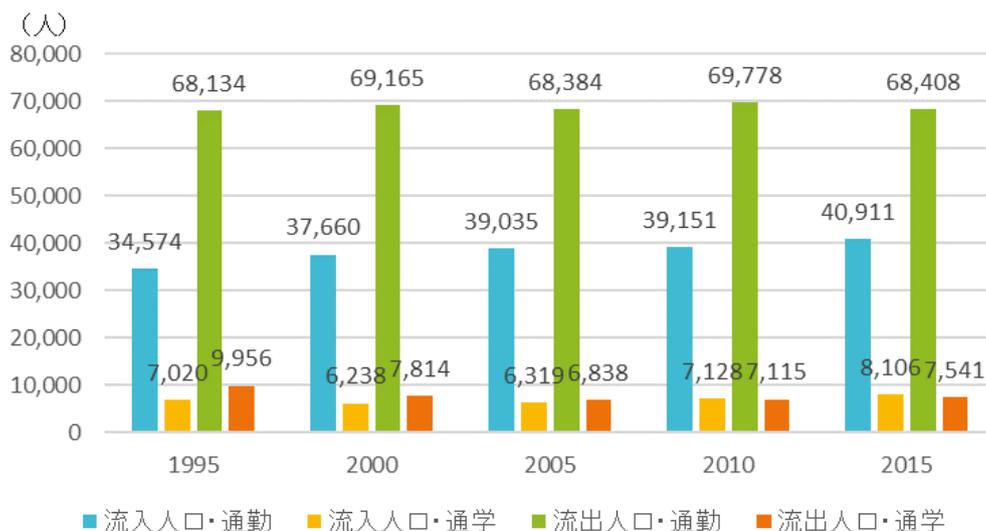
産業（大分類）別就業者の割合は、製造業が最も多く、次いで卸売業・小売業、医療・福祉、建設業の順となっています。



資料：国勢調査(2015)

図1-7 産業（大分類）別就業者の割合

他の自治体から本市へ通勤・通学する人口（流入人口）に比べ、本市から他の自治体へ通勤・通学する人口（流出人口）が多く、本市は住宅都市であると言えます。その一方、流入人口（通勤）は増加傾向にあり、雇用の創出が図られています。



資料：国勢調査

図1-8 流入人口と流出人口（通勤・通学）

事業所数は、減少傾向にあります。従業者数は、2005年（平成17年）までは減少、2005年以降は横ばいとなっています。

製造品出荷額等は、2010年（平成22年）を境に増加に転じ、平成29年（2017年）には748,281百万円となっていますが、県内順位は18位で、人口規模（6位）や面積規模（14位）からすると低い水準となっています。

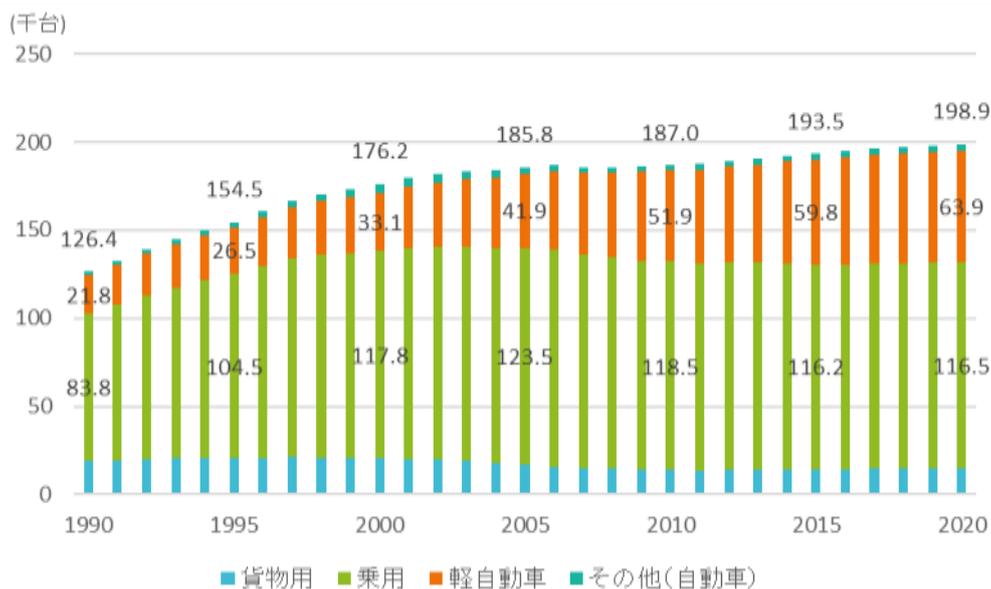


資料：工業統計調査

図1-9 事業所数・従業者数・製造製品出荷等の推移

(5) 交通

自動車等登録状況は、乗用車が2010年（平成22年）頃から横ばいの状況が続いていますが、軽自動車は増加傾向にあります。それに伴い、自動車等登録総台数は増加傾向にあります。

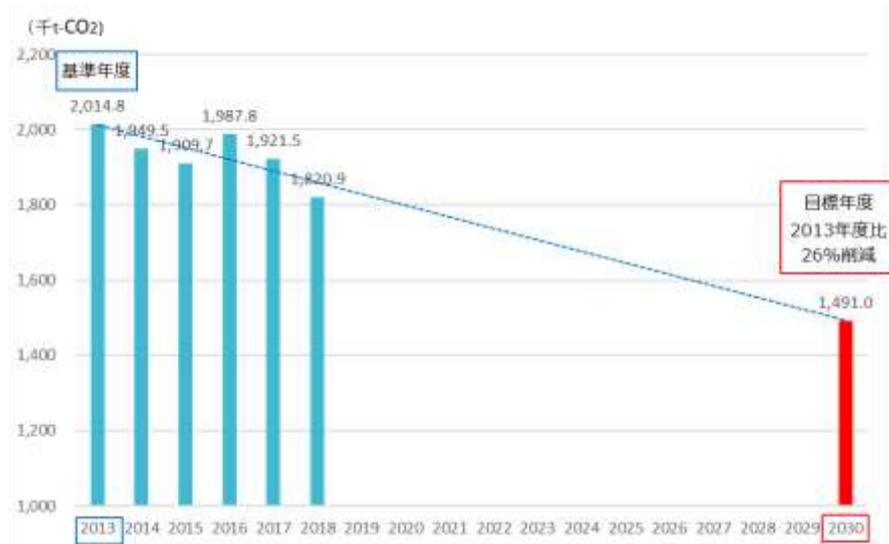


資料：春日井市統計書

図1-10 自動車等登録状況の推移

(6) 温室効果ガス

2018年度（平成30年度）温室効果ガス排出量は、1,820.9千t-CO₂であり、前年度比5.2%の減少、基準年度（2013年度）比では9.6%の減少となっています。春日井市地球温暖化対策実行計画（2019～2030）で定めた削減目標に向けて、さらなる取組みを推進する必要があります。

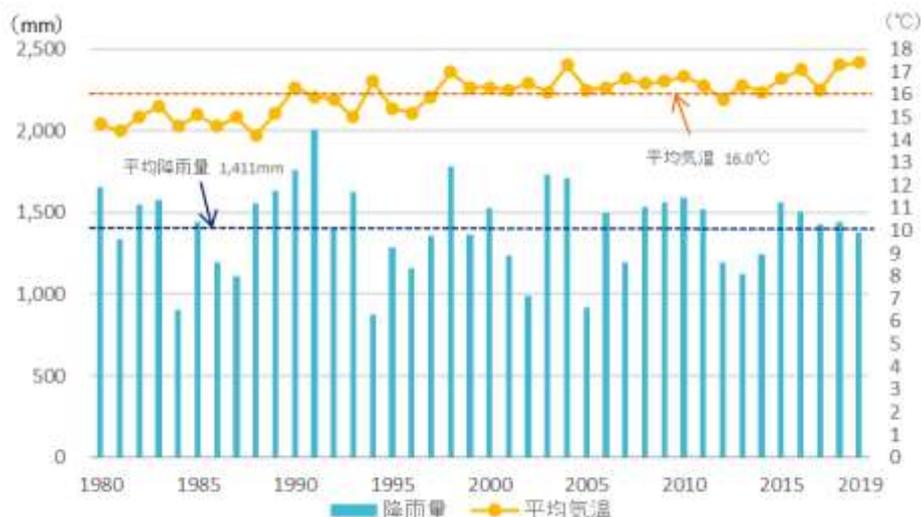


資料：環境報告書(2020)

図1-11 温室効果ガス排出量の推移

(7) 気候

気候は温暖で、1980（昭和55）年から2019（令和元）年までの降雨量及び平均気温の年平均は、それぞれ1,411mm、16.0℃となっています。また、1980（昭和55）年から1989（平成元）年までの10年間の平均気温は14.8℃でしたが、2009（平成21）年から2019年までの10年間の平均気温は16.6℃であり、1.8℃高くなっています。



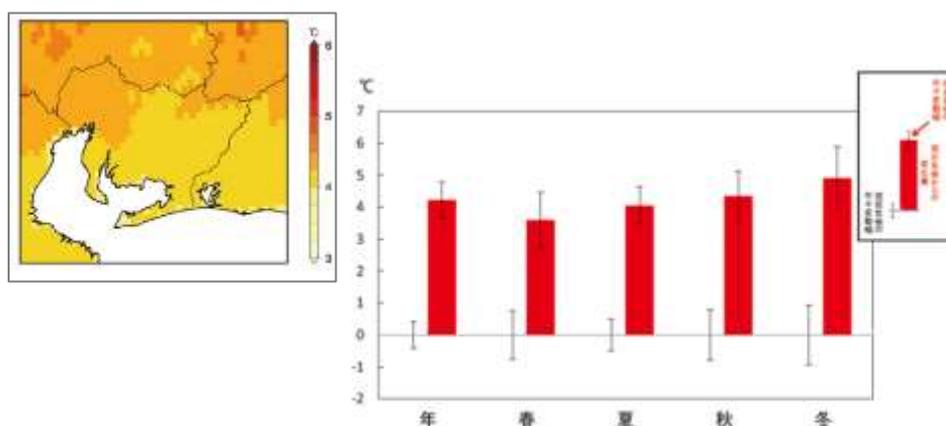
資料：春日井市統計書

図1-12 降雨量と平均気温の推移

今後、温室効果ガスの排出削減対策がほとんど進まず、地球温暖化が最も進行する場合を想定した愛知県の21世紀末の気候が予測されています。年平均気温が現在より約4度上昇、猛暑日が約40日以上増加（名古屋市）すると予測されており、産業や生態系など広い分野への大きな影響と健康被害の増大が懸念されています。

また、滝のように降る雨の発生が現在の約2倍になる一方、雨の降らない無降水日も増加すると予測されており、大雨による災害発生や水不足などのリスクが増大することが懸念されています。

【平均気温の将来変化】



資料：愛知県の21世紀末の気候(名古屋地方気象台)

図1-13 平均気温の変化（愛知県）

(8) 廃棄物

ごみの排出量は近年、横ばいで推移しておりますが、資源化率は減少傾向にあります。春日井市ごみ処理基本計画（2019年3月改定）で定めた削減目標に向けて、さらなるごみの減量化と資源化に取り組む必要があります。



資料：ごみの現状(2020)

図1-14 ごみ排出量・資源化率の推移

(9) 生活環境

指標となる項目については、環境騒音（自動車騒音）を除き適合しており、市内の生活環境はおおむね良好な状態にあります。なお、自動車騒音については、おおむね環境基準を達成しており、騒音改善の措置を関係機関に要請する限度を超えている地点はありません。

表1-2 市内の環境基準達成率（2020年度）

指標		区分	測定値	単位	環境基準等	適合地点数 測定地点数	達成率(%)	適合可否
大 気	① 二酸化硫黄(SO ₂) 日平均の2%除外値		0.007、0.000	ppm	日平均の2%除外値が0.04ppm以下であること。ただし、日平均0.04ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。	2/2	100	○
	超過日数		0	日				
	② 二酸化窒素(NO ₂) 日平均値の年間98%値		0.013~0.032	ppm	日平均の年間98%値が0.06ppm以下であること	4/4	100	○
	③ 浮遊粒子状物質(SPM) 日平均の2%除外値		0.032~0.033	mg/m ³	日平均の2%除外値が0.10mg/m ³ 以下であること。ただし、日平均0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続しないこと。	4/4	100	○
	超過日数		0	日				
	④ 一酸化炭素(CO) 日平均の2%除外値		0.36	ppm	日平均の2%除外値が10ppm以下であること。ただし、日平均10ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。	1/1	100	○
超過日数		0	日					
⑤ 揮発性有機化合物 濃度平均値	ベンゼン	0.0005~0.0011	mg/m ³	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。	4/4	100	○	
	トリクロロエチレン	<0.0003	mg/m ³	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること。	4/4			
	テトラクロロエチレン	<0.0003	mg/m ³	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	4/4			
	ジクロロメタン	0.0010~0.0021	mg/m ³	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。	4/4			
⑥ 大気中のダイオキシン類 平均値		0.014、0.018	pg- TEQ/m ³	1年平均値が0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること。	2/2	100	○	
水 質	⑦ 健康項目 (庄内川・市内中小河川)		全項目適合	—	27項目設定※1	17/17	100	○
	⑧ 生活環境項目 生物学的酸素要求量(BOD)の 75%値(庄内川)		0.9~2.8	mg/L	2mg/L以下又は5mg/L以下(河川区域による) ^{※2}	5/5	100	○
	⑨ 同(BOD)の75%値 (市内中小河川)		0.8~7.1	mg/L	(市独自目標) 8mg/L以下	12/12	100	○
	⑩ 健康項目(地下水)	メッシュ別調査	全項目適合	—	28項目設定 ^{※3}	1/1	100	○
騒 音	⑪ 環境騒音(一般)	昼間	40~55	デシベル	55~60デシベル以下(地域による)	9/9	100	○
		夜間	34~48	デシベル	45~50デシベル以下(")	9/9	100	
	⑫ 環境騒音(自動車騒音)	昼間	65~72	デシベル	70デシベル以下	9,410/9,531	98.7 ^{※4}	×
			75.3~100	%				
		夜間	60~69	デシベル	65デシベル以下	9,342/9,531	98.0 ^{※4}	
			50.0~100	%				

※1: カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサンの27項目。

※2: 庄内川の水域類型が見直され、庄内川各調査地点に適用される環境基準が変更された。(令和2年3月31日)

※3: ※2のうち、シス-1,2-ジクロロエチレンに代わり、1,2-ジクロロエチレン、クロロエチレンを加えた28項目。

※4: 騒音⑫環境騒音(自動車騒音)の達成率は、対象とする全戸数の達成率。

資料：環境報告書(2020)

(10)地形

本市は、中部から西部にかけての平野は「濃尾平野」の一部、東部の丘陵は「尾張丘陵」の一部と非常にわかりやすい構造となっており、大きな地形区分で境界部分にあります。

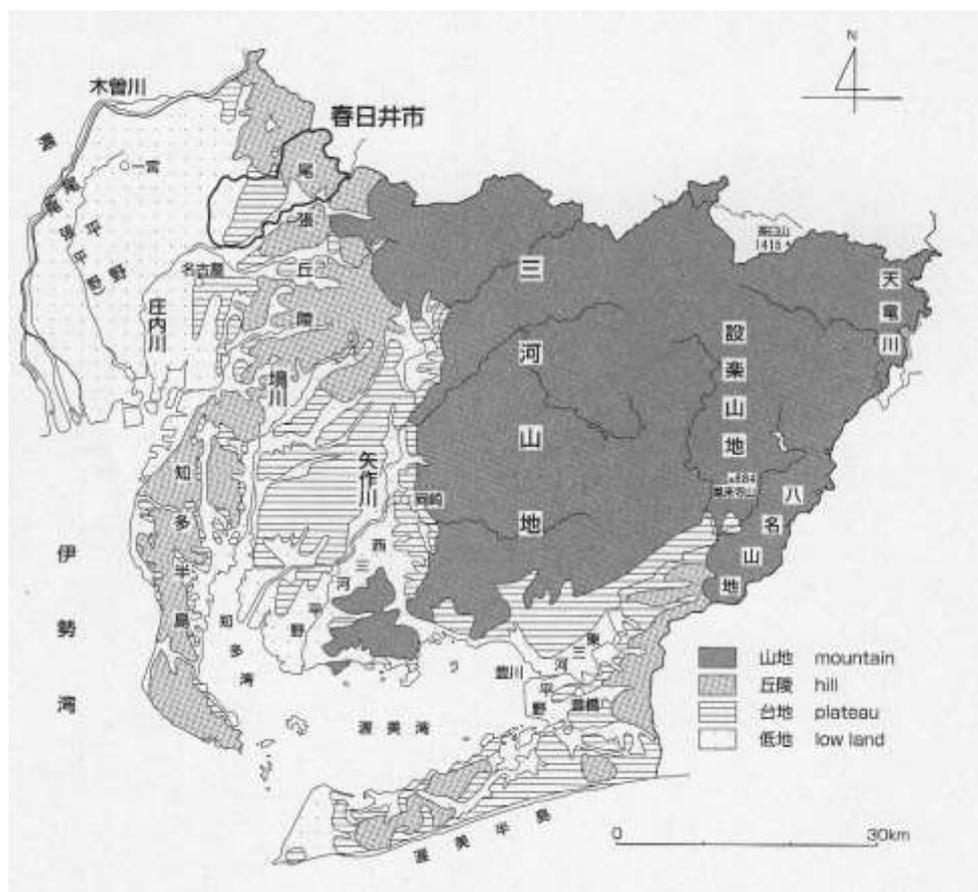
西部の平野から北方向には階段状の台地が形成され、東に行くにつれ高度を増していきます。大泉寺町付近から高蔵寺ニュータウンにかけては標高 100～200mのなだらかな丘陵地で、その東側・北東側には頂上で標高 400mを越す起伏の大きい丘陵地が形成されています。

(11)地質

低地は沖積層、段丘部は洪積層と第三紀層、丘陵は古成層となっています。

(12)土壌

低地に水田として利用される灰色低地土、段丘部では樹園地として利用される黄色土壌、丘陵には疎林が成立する粗粒残積性未熟土壌、局所的に褐色森林土壌が広がっています。



資料：〇〇〇〇

図 1 - 15 愛知県の地形と春日井市の位置

(13)水環境

水の循環は、特に地表面に近いところで生物の生息環境の形成と密接なつながりを持ちます。

雨水による地表面への供給を始まりとして、地下へ浸透したものは不透水層を通過して、湧水箇所や河川の河床、井戸などから表出します。地表水を流下するものは、河川や池に流れ込み、まとまりとなってさらに流下します。河床などでは水は地下と地上を行き来し、井戸の分布などからその様子を知ることが出来ます。

本市では、丘陵のふもとや丘陵内の池の周辺を中心に湧水が見られます。

主要な河川の流域には井戸が多くあり、分布は河川や地質と関連を持つと考えられます。

河川環境は、河床が自然形態の箇所が多く、水量や水質が比較的良好に維持されています。

(14)自然景観

弥勒山と対をなすように位置する築水池は、本市の代表的な自然景観要素となっています。

丘陵や河川沿いには、原風景ともいえる安心感をもたらす田園地帯が広がり、鎮守の森がうるおいとともに包み込むような安心感を与えてくれます。こうしたもともとある地形のままに配置された景観は、人工的に作り出すことのできないバランスを保っています。

市内を流れる河川は、緑や水量も比較的多く、その上流部では、周辺の樹木や田園風景と相まって、良好な景観を形成しています。

(15)動植物の生息状況

平成 12 年度から平成 26 年度の調査では、植物 169 課 1,282 種、哺乳類 6 目 11 課 24 種、鳥類 17 目 43 課 138 種、爬虫類 2 目 8 科 14 種、両生類 2 目 6 科 11 種、魚類 4 目 7 科 22 種、昆虫類 21 目 348 課 2,695 種が確認されています。（注：現在の分類学では結果が異なる場合があります。また、種の同定に至っていないものも掲載しています。）

特に、外来種については増加傾向にあり、もともとこの地域に生息していた在来種の減少や農作物への被害などのさまざまな影響を及ぼすおそれがあります。

表 1 - 3 春日井市の動植物種

湿地の動植物	本市の自然環境が豊かであることを示すものとして湿地の存在があげられます。例えば、昆虫類ではヒメタイコウチ [※] やムカシヤンマなどが確認されています。植物ではサギソウやシラタマホシクサなど希少な種も確認されています。
丘陵や里の動植物	丘陵や里では都市化の影響をあまり受けずに、動植物にとって良好な環境が保たれています。例えば、ほ乳類ではムササビやニホンリス、鳥類ではオオタカやヨタカ [※] 、昆虫類ではギフチョウ [※] 、オオムラサキ及びホタル類、植物ではササユリ [※] やカンアオイ類などが確認されています。
ため池の動植物	ため池も良好な生息環境の一つとしてあげられます。丘陵のため池ではオシドリ [※] の飛来が見られ、里のため池ではヤマトミクリなどの希少な水生植物が確認されています。
河川の動植物	上流部ではきれいな溪流に生息するカワゲラなどの昆虫類やホトケドジョウなどの希少な魚類が確認されています。
外来種	ほ乳類ではアライグマやヌートリア、ほ虫類ではアカミミガメ、魚類ではオオクチバスやブルーギル、植物ではオオキンケイギクやアレチウリなどの外来種が確認されています。

※春日井市指定希少野生動植物種に指定された動植物種

これって何？

春日井市指定希少野生動植物種

個体数が非常に少ない動植物や、生息地が消滅しつつある動植物を、春日井市自然環境の保全を推進する条例に基づき希少種として指定します。現在、植物はシデコブシ、ササユリ、ヒメカンアオイの3種、動物はカヤネズミ、ヨタカ、ナゴヤダルマガエル、ギフチョウ、ヒメタイコウチの5種を指定しています。これらの動植物は、条例に基づき、生きている個体を捕まえることや、捕獲した個体の譲渡等を禁止しています。



シデコブシ



ギフチョウ

しかしながら、もっとも有効な保護対策は、生息・生育している環境を適切な状態に保全することです。現在、市が委嘱した自然環境保全活動推進員の方々により、保護活動が継続して行われていますが、より多くの人に野生動植物のことを知ってもらい、その希少性、重要性を意識していただくことも非常に重要です。

春日井市の環境に関する施策に対する満足度・重要度

市民を対象として2016年（平成28年）に実施した市民意識調査の結果より、環境に関する基本施策に対する満足度及び重要度をまとめました。

(1) 市民の環境に関する満足度

「満足」と「どちらかといえば満足」を合計した値で見ると、「環境美化」が51.4%と最も高くなっています。

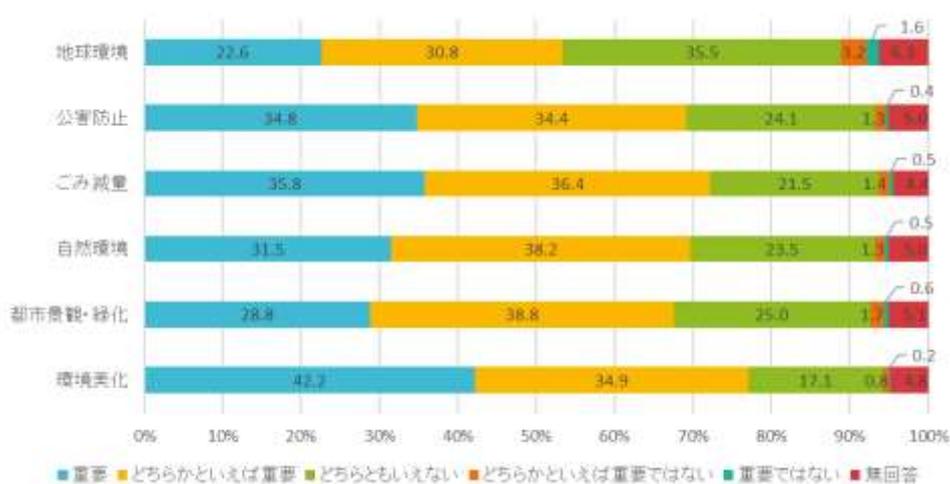


資料：市民意識調査（2016）

図1-16 基本施策に対する満足度

(2) 市民の環境に関する重要度

「重要」と「どちらかといえば重要」を合計した値で見ると、「環境美化」が77.1%と最も高く、その他の施策もすべて50%を超えています。



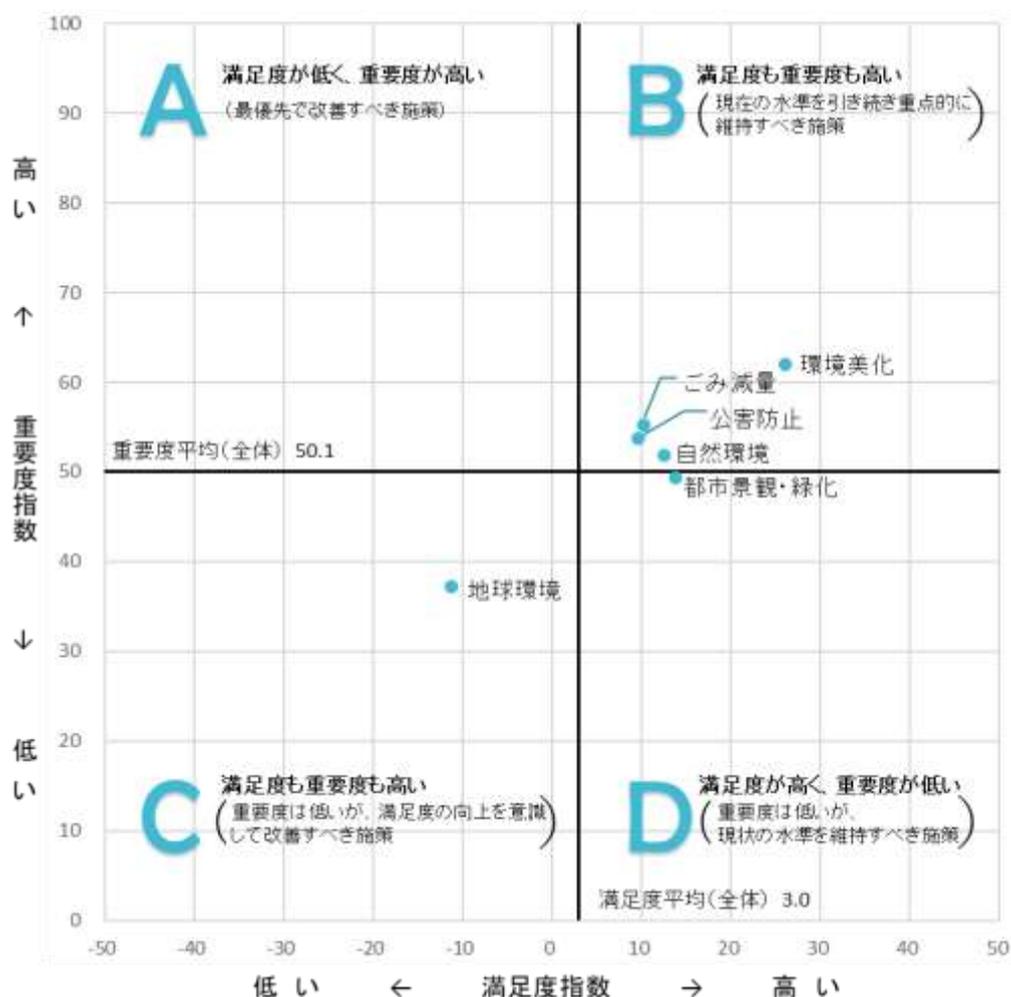
資料：市民意識調査（2016）

図1-17 課題の重要度

(3) 満足度指数・重要度指数による各施策の評価

個別の施策に対する満足度及び重要度についての評価を明確化するために、「満足度指数」及び「重要度指数」を設定し評価を行いました。

「環境美化」、「ごみ減量」、「公害防止」、「自然環境」は満足度も重要度も高く、現在の水準を引き続き維持していきます。「地球環境」については、重要度は低いが満足度の向上を意識して改善すべき施策となっています。



資料：市民意識調査（2016）

図1-18 満足度指数と重要度指数による散布図

参考：2016年度に実施された市民アンケートの調査方法

対象	18歳以上の市民 12,000人（無作為抽出）
調査方法	郵送調査法
調査期間	2016年7月19日～8月8日
回収結果	4,836票（有効回収率 40.3%）

環境に関する取組みの実施状況

前計画では「環境目標（４項目）」ごとに「まちづくりの目標（９項目）」、「取組みの目標（２５項目）」、「基本的施策（７５項目）」、「具体的取組み（２１４項目）」という体系を定め、環境を改善する事業を実施してきました。

「具体的取組み」に関連する延べ 573 事業（重複含む）において、すべての事業が「実施中」または「完了」となり、着実に取組みを進めています。

表 1 - 4 前計画の体系及び具体的取組みと事業数

環境目標	まちづくりの目標	取組みの目標	基本的 施策	具体的 取組み	事業※
1 住みたい、楽しく美しい、歩きたくなるまち・春日井（都市・社会基盤）	①環境に配慮した都市基盤	1 健全な水循環	3	6	11
		2 自動車による環境負荷の低減	3	10	27
		3 環境に配慮した土地利用	4	11	27
	②アメニティ空間	4 緑豊かなまち	3	11	23
		5 歩きやすく自転車で走りやすいまち	3	9	15
		6 魅力的なまちかど・まちなみ	3	6	11
2 豊かな自然と人が共存し、歴史・文化を育むまち・春日井（自然・風土）	③自然との共存	7 丘陵・里の自然保全	4	9	18
		8 自然豊かな市街地	2	3	10
		9 池・川の保全	2	3	5
		10 自然ネットワークの形成	2	4	5
	④自然と歴史の恵	11 自然とのふれあい	2	5	29
		12 歴史・文化の継承	2	5	10
3 美しい地球を守る、地域のみがいきづくまち・春日井（くらし・低炭素・資源循環社会）	⑤資源の有効活用	13 ごみの減量	6	25	73
		14 水の有効利用	2	4	9
		15 エネルギーの有効利用	3	11	38
	⑥環境に配慮した産業	16 農地・森林を守る産業	2	6	8
		17 環境に配慮した経営	2	7	15
		18 エコビジネス	2	3	3
⑦公害防止・環境負荷の低減	19 健康な暮らし	6	19	49	
	20 地球環境の保全	3	11	53	
	21 環境監視活動	3	8	14	
4 ネットワークを活用し、環境市民が育つまち・春日井（学習・ネットワーク）	⑧環境市民	22 環境学習への参加	3	10	49
		23 自発的市民活動とネットワーク	4	14	33
	⑨学習・ネットワーク基盤	24 環境まちづくりのための基盤	3	7	20
		25 環境情報の共有	3	7	18
合計			75	214	573

※事業には重複を含みます。

また、前計画では、特に市が主体となり優先して取り組むべき施策を「重点的取組み」として位置づけ、取り組んできました。

前計画の4つの重点的取組み「低炭素社会*3」、「自然共生社会」、「資源循環社会」、「連携・協働」についての成果・結果は次のとおりです。

1 低炭素社会 ～地球環境を保全する～

2018年度（平成30年度）の市内全域の温室効果ガス排出量は、2008年度（平成20年度）に比べ4.6%削減されました。

前計画の数値目標「2008年度比17%削減」は未達成となっております。

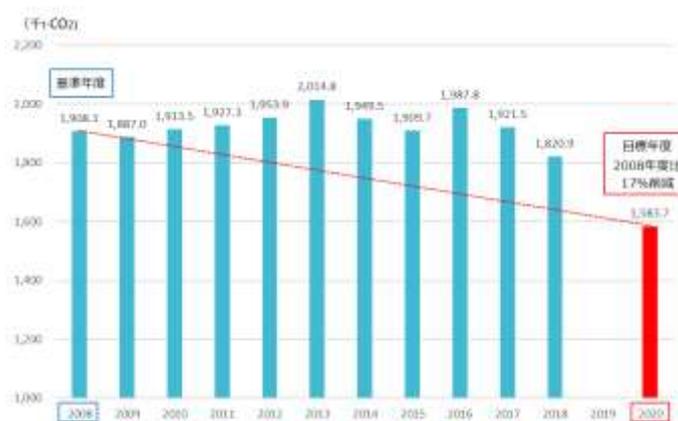


図1-19 市内の温室効果ガス排出量の推移

2 自然共生社会 ～自然を守り自然に親しむ～

○自然環境の保全を推進する条例を制定しました（2004年12月）。

○かすがい環境まちづくりパートナーシップ会議の市民団体の15団体が環境保全活動を実施し、市民団体による環境活動が定着しています。

○指定希少野生動植物種を指定し、保護に努めています。（2012年1月）

表1-5 春日井市指定希少野生動植物種

植物	シデコブシ、ササユリ、ヒメカンアオイ
動物	カヤネズミ、ヨタカ、ナゴヤダルマガエル、ギフチョウ、ヒメタイコウチ

3 資源循環社会 ～ごみを減らし資源を有効に活用する～

2019年度の1人1日当たりのごみ排出量は、基準年度（2010年度）に比べ40g削減されました。

前計画の数値目標「130g削減」は未達成となっております。

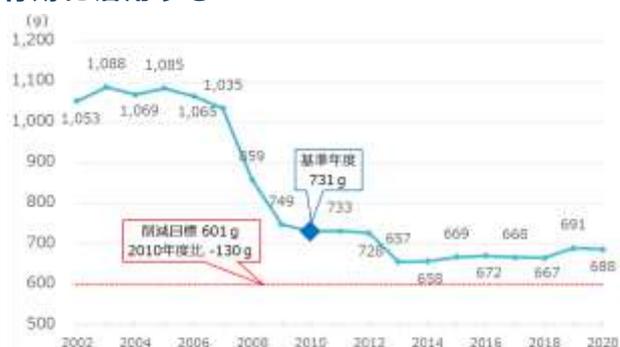


図1-20 1人1日当たりのごみ排出量の推移

*3 低炭素社会：地球温暖化の原因となる、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出が少ない社会。「2050年 二酸化炭素排出量実質ゼロ」の「脱炭素社会」へ向けての過程。



図1-21 家庭系ごみ排出量の推移

2019年度の事業系ごみ排出量は基準年度(2010年度)に比べ6.8%増加しました。

前計画の数値目標「20%削減」は未達成となっております。



図1-22 事業系ごみ排出量の推移

4 連携・協働 ～市民と事業者、行政が協働して環境まちづくりを進める～

2019年度の環境まちづくり参加人数は51,726人で、総人口311,129人の16.9%となっております。

前計画の数値目標「総人口の10%以上」を達成しております。

※2017年度は悪天候のため、春日井まつりにおけるエコワールドが中止(2019年度は18,097人が参加)。

※2020年度は新型コロナウイルス感染症のため、環境に関するイベント等が中止。



図1-23 環境まちづくり参加人数の推移

2 計画の目的

本計画は、春日井市環境基本条例第 2 条に則り、本市の環境を保全、創造し、次代を含めた市民が快適に暮らすことができるような各種の取組みを総合的かつ計画的に推進することを目的に策定するものです。

また、市民、事業者、市がそれぞれの責務を自覚し、環境の保全等に関する各種の取組みを自主的かつ積極的に取り組むとともに、相互に協力し、連携する考え方を明らかにします。

参考：春日井市環境基本条例第 2 条

(基本理念)

第 2 条 環境の保全等は、市民が健康で文化的な生活を営む上で欠くことのできない恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、これが将来の世代に継承されるように適切に行わなければならない。

2 環境の保全等は、環境への負荷の少ない持続可能な社会の構築をめざして、市民、事業者及び市の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われなければならない。

3 地球環境の保全は、地域における日常生活及び事業活動が地球環境に影響を及ぼすものであることを認識し、すべての日常生活及び事業活動において積極的に推進されなければならない。

3 計画の位置付け

本計画は、春日井市環境基本条例第 7 条に基づき策定するものであり、第 6 次春日井市総合計画の将来像を環境面から実現していく役割を担う、本市の環境に関する計画の中で最も上位の計画として位置付けます。計画の策定にあたっては、本市の関連計画と整合・連携を図るとともに、国、県の環境基本計画とも整合性を図ります。

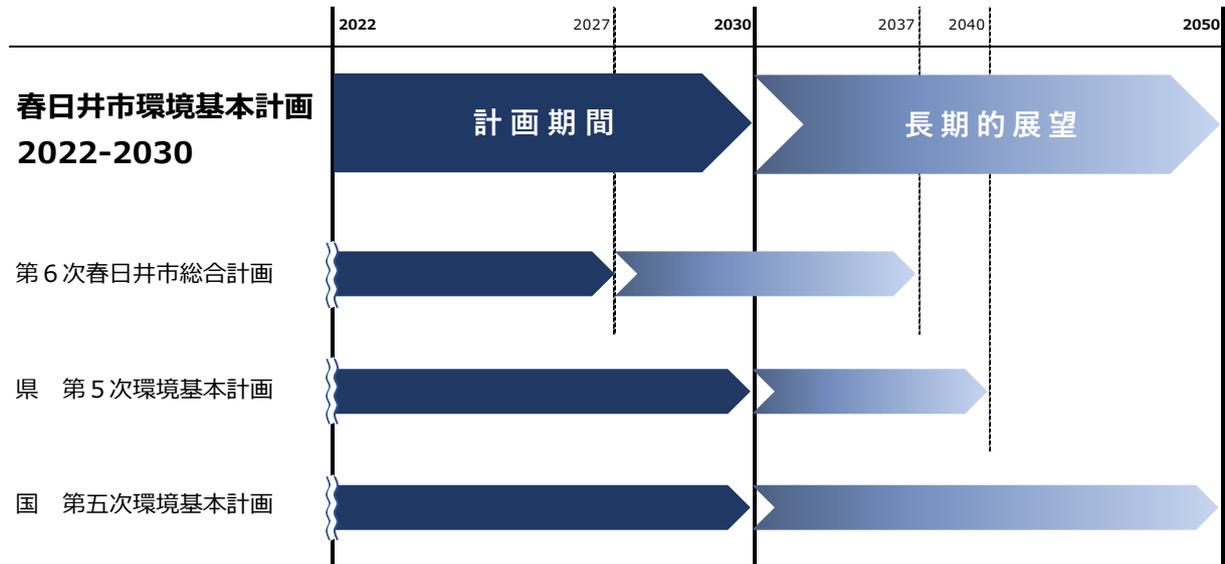
なお、本計画は、新たに策定する春日井市生物多様性地域戦略を含むものとします。



4 計画の期間

本計画は、2022年度から2030年度を計画期間とします。ただし、第6次春日井市総合計画が構想する2037年（令和19年）、愛知県の第5次環境基本計画が展望する2040年（令和22年）、国の第5次環境基本計画が長期的に見据える2050年を展望します。

なお、本市の環境や社会経済情勢の変化に柔軟に対応するため、必要に応じて見直しを行います。



第2章 めざすべき環境の姿

1 環境像

豊かな自然と暮らしが調和する
環境にやさしいまち かすがい
～わたしたちの未来と地球のために～

環境像に込めた思い

私たちのまち春日井は、豊かな自然、充実した交通網などの恵まれた地理的条件を活かし、質の高い住環境と快適な都市空間の形成に努め、名古屋圏を代表する住宅都市として着実な歩みを重ねてきました。

一方、私たちの暮らしや社会経済活動は、環境への負荷を増大させ、自然環境や生活環境だけでなく、気候変動など地球環境にも重大な影響を及ぼしています。

私たちは、豊かな自然の恵みを享受でき、住環境が整い、活力を生み人が集う、健康でいきいきと暮らせる快適なまちを次世代へ引き継いでいかなければなりません。

そのためには、市民一人ひとりが環境について学び、考え、省エネルギーやごみの減量など環境にやさしい行動を積極的に行うことが必要です。

わたしたちは未来を見据え、かけがえのない地球環境を次世代へつないでいくことをめざします。

2 環境目標

環境像を実現していくため、次の5つの環境目標を掲げています。

「環境学習・パートナーシップ」は環境学習により市民・事業者の意識を高め、市民・事業者・市が連携・協働して、新たな課題を解決することを全体の目標として見据えるため、全体目標及び環境目標1とします。

全体目標・環境目標1 環境学習・パートナーシップ



環境について学び、市民・事業者・市が連携・協働して環境にやさしい行動を行うまちをめざします。

環境目標2 低炭素社会



省エネルギーの取組みが市民や事業者に着した低炭素社会への転換をめざします。

環境目標3 自然環境



自然環境や生態系が保全され、豊かな自然の恵みを楽しむことができるまちをめざします。

環境目標4 循環型社会



4Rやごみの適正処理に取り組み、ごみを減らし資源を循環することができるまちをめざします。

環境目標5 都市環境・生活環境



快適な都市環境と良好な生活環境が確保されたまちをめざします。

これって何？

SDGs (エスディー・ジーズ)

「持続可能な開発目標」(Sustainable Development Goals)の略で、17の目標と169のターゲットから構成されており、人間と地球の「やるべきことのリスト」であり、2030年までに国際社会がめざすべき共通の目標です。

2015年9月の国連サミットで採択され、経済、社会、環境の問題に個別に焦点を合わせるのではなく、統合された方法で、持続可能なより良い社会の実現を目指し、地球上の「誰一人として取り残さない」ことを掲げています。

SDGsには気候変動や環境保護の問題、エネルギー利用など環境に関連する目標が数多く設定されており、本計画の施策を推進することはSDGsの達成にもつながります。



出典：国際連合広報センター

持続可能な開発目標 (SDGs)

第3章 施策の展開

施策の体系

— 環境像 —

— 環境目標 —

— 施策の柱 —

— 施策 —

豊かな自然と暮らしが調和する 環境にやさしいまち かがすがい
くわたしたちの未来と地球のために





施策の体系

施策の柱	施策
1 各世代に応じた環境教育・環境学習の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・環境教育・環境学習の推進 ・環境情報の共有と発信
2 誰もが参加できる環境保全活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全活動・協働取組みの推進

現状

- 子ども環境アカデミーや市民環境アカデミー、市民環境フォーラムなど幅広い世代を対象とした環境学習を実施しています。
- 市内全小学校や保育園等を対象とした青空教室や放課後なかよし教室などでの出前講座、エコライフセミナーを実施しており、子どもたちへの環境教育に力を入れています。
- かすがい環境まちづくりパートナーシップ会議が中心となり、様々な環境保全活動や環境イベントなどを実施しています。

課題

- 市民・事業者・市の三者協働による環境まちづくりを推進するため、幅広い世代が環境を学び、実践するための取組みが求められています。
- 人口減少や急速な少子高齢化が進行することから、環境活動の新たな担い手となる若年層やシニア世代のさらなる参画を促す必要があります。

将来像

- 市民一人ひとりが環境について楽しく学び、考え、環境にやさしい行動を積極的に行うまちになっています。
- これからの春日井市の未来を担う子どもたちへの環境教育が充実し、若年層からシニア世代までの幅広い世代が環境まちづくり参加し、活躍しています。
- 市民や市民団体、事業者、市がそれぞれの役割を果たしつつ、協働して環境保全に取り組んでいます。
- 家庭や学校、事業所等が連携した省エネルギーやごみの減量などの取組みを通して、市民や事業者の環境意識が高まっています。

指標

指標		現状	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	関連計画
達成 指標	☆環境まちづくり参加人数	16.9% (2019年度)	→ 維持									-
	☆青空教室、出前講座の参加人数〔延べ〕	74,955人 (2019年度)	→ 120,000人									-
個別 指標	☆自然環境の保全を行う市民団体などの会員数〔延べ 単年度〕	311人 (2016年度)	→ 350人									春日井市第6次総合計画
	環境に配慮した事業所*4数〔延べ 単年度〕	145事業所 (2020年度)	→ 増加									-

これって何？

青空教室

小学校や保育園などで、ごみ収集車にごみを積む体験やごみの減量・リサイクルの必要性などについて現場で働く人の話を聞き、ごみに対する興味関心を高めています。



青空教室の様子

出前講座

小学校や放課後なかよし教室などで、地球温暖化の最新情報やその対策について、「2100年未来の天気予報」の動画や模型を使った実験を交え、地球温暖化防止の取り組みを行うきっかけづくりとしています。



出前講座の実験の様子

*4 環境に配慮した事業所：ISO14001 やエコアクション 21 といった環境マネジメントシステムを導入している事業所及びかすがいいエコオフィス認定事業所、県の地球温暖化対策計画書の提出している事業所

施策の内容

1 各世代に応じた環境教育・環境学習の推進

施策	内容	主な事業	実施主体		
			市民	事業者	行政
環境教育・ 環境学習の 充実	学校をはじめ、各世代に応じた環境教育や環境学習の取組みの強化を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 子ども環境アカデミー 市民環境アカデミー 出前講座 環境絵画コンクール 	○	○	○
		<ul style="list-style-type: none"> 青空教室 小学校での総合学習（環境・文化等） 	○		○
環境情報の 共有と発信	市民の環境保全に対する関心を高め、わかりやすい情報、広報の充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> エコワールド 消費生活展 	○	○	○
		<ul style="list-style-type: none"> エコメッセ春日井などの施設見学 市民環境フォーラム 	○		○
		<ul style="list-style-type: none"> 環境関連報告書の作成 ホームページや SNS の活用 			○

2 誰もが参加できる環境保全活動の充実

施策	内容	主な事業	実施主体		
			市民	事業者	行政
環境保全活 動・協働取 組みの推進	市民・市民団体・事業者・市が協働して環境保全活動を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> かすがい環境まちづくりパートナーシップ会議 大学との連携・協働事業 	○	○	○
		<ul style="list-style-type: none"> ささえ愛センターでの活動・交流 	○		○
		<ul style="list-style-type: none"> エコオフィス認定事業所の拡大と支援 		○	○

市民や事業者求められる主な取組み

市民に求められる取組み	事業者求められる取組み
 <p>地球温暖化</p> <p>環境関連の講座やイベントに積極的に参加しましょう</p>	 <p>環境関連イベントや環境について考える場に積極的に参加、協力しましょう</p>
 <p>環境問題に関心を持ち、家族など身近な人とのコミュニケーションを図りましょう</p>	 <p>環境問題に関心を持ち、事業所の環境情報の公開に努めましょう</p>
 <p>環境にやさしいライフスタイルを実践しましょう</p>	 <p>環境にやさしい事業活動を行いましょう</p>
 <p>地域で実施される環境保全活動に積極的に参加しましょう</p>	 <p>地域で実施される環境保全活動に積極的に参加しましょう</p>

関連計画・個別計画

- ・第6次春日井市総合計画
- ・第2次春日井市生涯学習推進計画

- ・春日井市ごみ処理基本計画

関連法令

- ・環境基本法

- ・環境教育による環境保全の取組の促進に関する法律



施策の体系

施策の柱	施策
1 低炭素社会の実現	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネルギー活動の推進 ・低炭素まちづくりの推進
2 気候変動への適応	<ul style="list-style-type: none"> ・気候変動への適応の推進

現状

- 2021年6月に「ゼロカーボンシティ」宣言を行い、市民・事業者・市が気候変動に対する危機感を共有し、「2050年 二酸化炭素排出量実質ゼロ」に向けて取り組んでいます。
- クリーンセンターの余剰電力を活用したエネルギーの地産地消をはじめ、市が率先して温室効果ガスの削減に取り組んでいます。
- 気候変動の影響とみられる、猛暑や豪雨などの異常気象が増加しています。

課題

- 「2050年 二酸化炭素排出量実質ゼロ」を見据え、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガス排出量のさらなる削減に取り組む必要があります。
- 気候変動の影響や新しい生活様式に対応していく必要があります。

将来像

- 市が率先して温室効果ガス排出量の抑制・削減に取り組んでおり、家庭や学校、事業所においても省エネルギーの取組みが市民や事業者に着実に定着しています。
- 省エネ型の機器の導入や、再生可能エネルギーの活用、エネルギーの地産地消など、低炭素なまちづくりが進んでいます。
- 気候変動の影響に伴う適応策に取り組み、大規模災害や熱中症による健康被害、ヒートアイランド現象にそなえています。
- 新しい生活様式に対応した、感染症対策と環境にやさしい持続可能なライフスタイルを両立させています。

指標

指標		現状	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	関連計画
達成 指標	温室効果ガス総排出量 (削減率)	2013年度比9.6% 減 (2018年度)	2013年度比26%減									春日井市地球温暖化対策実行計画
	☆民生家庭部門 温室効果ガス排出量 (削減率)	2013年度比20% 減 (2018年度)	2013年度比40%減									春日井市地球温暖化対策実行計画
個別 指標	☆各世帯の1か月あたりの平均の電気使用量	2013年度比14% 減 (2018年度)	2013年度比14%減 (さらなる削減)									春日井市地球温暖化対策実行計画
	市役所エネルギー起源CO ₂ 排出量 (公用車除く) (削減率)	2013年度比21% 減 (2018年度)	2013年度比49%減									春日井市地球温暖化対策実行計画
	☆災害への備えをしている家庭の割合	50.5% (2016年度)	60.0%									春日井市第6次総合計画
	☆熱中症の搬送人数	110人 (2020年度)	減少									-
	雨水流出抑制施設 [累計]	52施設 (2019年度)	59施設									-

これって何？

COOL CHOICE (クールチョイス=賢い選択)

「2050年 二酸化炭素排出量実質ゼロ」に向けて、未来のために、日頃の生活の中で、地球温暖化対策となるあらゆる「賢い選択」をしていこうという取り組みです。

本市はこの趣旨に賛同し、2017年に「COOL CHOICE 宣言」をしています。



未来のために、いま選ぼう。

- ・製品の買替え (省エネ製品を「選択」)
- ・サービスの利用 (公共交通機関を「選択」)
- ・ライフスタイルの選択 (マイバッグを「選択」)

気候変動への適応

わたしたちが地球温暖化対策を実施しても、世界の平均気温の上昇はすぐには止まりません。そのため、気候変動による影響 (熱中症、ゲリラ豪雨など) に備える「適応」が求められます。



- ・熱中症対策
- ・洪水・内水対策
- ・ヒートアイランド等対策

施策の内容

1 低炭素社会の実現

施策	内容	主な事業	実施主体		
			市民	事業者	行政
省エネルギー活動の推進	市民・事業者・市が暮らしや事業活動におけるあらゆる場面において、省エネルギー活動を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ COOL CHOICE 啓発事業 ・ エコドライブ講習会 ・ エコライフ DAY の普及啓発 ・ グリーン購入、グリーン調達 ・ 次世代自動車の普及促進 	○	○	○
		<ul style="list-style-type: none"> ・ エコライフセミナー ・ 出前講座【再掲】 	○		○
低炭素まちづくりの推進	建物の省エネ・創エネ・畜エネを促進することにより、エネルギー消費量を抑え、低炭素なまちづくりを推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住宅用太陽光発電システム・燃料電池・蓄電池・HEMS の設置費補助 ・ 窓断熱の改修補助 	○		○
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 再生可能エネルギーを利用した発電設備などの設置費補助 		○	○
		<ul style="list-style-type: none"> ・ クリーンセンター余剰電力の活用 ・ 太陽光発電システム等の導入による公共施設の脱炭素化 ・ 地球温暖化対策に関する情報提供 			○

2 気候変動への適応

施策	内容	主な事業	実施主体		
			市民	事業者	行政
気候変動への適応の推進	気候変動に対する適応策として、熱中症対策やヒートアイランド対策を実施するとともに、災害対策を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 洪水ハザードマップの作成・活用 ・ 熱中症に関する情報提供、注意喚起、出前講座 ・ 避難情報等に関する情報提供、注意喚起 ・ 緑のカーテン育成講座 	○	○	○
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 雨水流出抑制施設整備、指導 ・ 道路、公共用地、民有地等の透水性基盤整備 		○	○

市民や事業者求められる主な取組み

市民に求められる取組み	事業者求められる取組み
 <p>冷暖房の適切な温度管理、見ていないテレビは消すなどのエコライフを実践しましょう</p>	 <p>クールビズやウォームビズの実施、環境マネジメントシステムの取得など、環境にやさしい事業活動を行いましょう。</p>
 <p>グリーン購入（省エネ家電など環境に配慮した商品を選ぶ）を実践しましょう。</p>	 <p>グリーン調達（環境に配慮した商品を選ぶ）を実践しましょう。</p>
 <p>宅配便の受け取り時間や場所を指定して、できるだけ1回で受け取りましょう。</p>	 <p>再生可能エネルギーや省エネ機器、高効率機器の導入に努めましょう。</p>
 <p>太陽光発電システム、蓄電池などの導入や、窓断熱改修など住宅の省エネ化を進めましょう。</p>	 <p>次世代自動車の導入やエコドライブを実践しましょう。</p>
 <p>人にも地球にもやさしい緑のカーテンを育てましょう。</p>	 <p>熱中症リスクを周知し、こまめに水分補給するなど、予防行動を心がけましょう。</p>

関連計画・個別計画

- ・第6次春日井市総合計画
- ・春日井市地域防災計画
- ・春日井市地域強靱化計画
- ・春日井市地球温暖化対策実行計画
- ・春日井市役所地球温暖化対策行動指針

関連法令

- ・地球温暖化対策の推進に関する法律
- ・気候変動適応法

環境目標 3 自然環境



施策の体系

施策の柱	施策
1 生物多様性の保全	<ul style="list-style-type: none">・多様な生きものの生息・生育環境の保全・生物多様性を支える人材の育成
2 緑の保全と創出	<ul style="list-style-type: none">・水や緑の保全・緑豊かなまちづくりの推進

現状

- 市内には、東部に弥勒山や築水池を中心とした緑豊かな丘陵地や、都市公園、庄内川などさまざまな自然環境があり、多様な生態系や景観が形成されています。
- 市民団体により、さまざまな自然環境保全活動が実施されています。
- 少年自然の家周辺での自然学習や、自然環境保全活動推進員を講師とした自然観察会などを実施しています。

課題

- 市域の自然基礎調査を実施し、自然環境や生き物の生息状況を把握する必要があります。
- 開発等による水田の減少や、人手不足により里地里山を維持できなくなる懸念があります。
- 自然環境の保全を支えている市民団体の活動を、多様な主体に展開し、若い世代へ継承していく必要があります。

将来像

- 東部の丘陵や河川沿いに広がる田園地帯などを中心とした豊かな生態系や良好な景観が、多様な主体の活動により保全され、その恩恵が享受できています。
- 私たちの暮らしが生物多様性による恵みによって支えられていることを、一人ひとりが正しく理解し、次世代へ継承されています。

指標

指標		現状	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	関連計画
達成 指標	自然環境への満足度	36.1% (2016年度)	→ 増加									春日井市第6次総合計画
	市全域の緑被率	40.6% (2020年度)	→ 維持									春日井市緑の基本計画
個別 指標	☆自然環境保全活動推進員の委嘱人数(任期2年)[延べ]	226人 (2021年度)	→ 350人									春日井市生物多様性地域戦略
	民有地緑化の箇所数を増やす(あいち森と緑づくり事業)	-	→ 5箇所									春日井市緑の基本計画
	☆アダプト・プログラム参加団体数	12団体 (2019年度)	→ 15団体									春日井市緑の基本計画
	☆公園・緑地づくりのワークショップの実施数[累計]	-	→ 10公園									春日井市緑の基本計画

これって何？

自然環境保全活動推進員

市内に残された貴重な自然や皆さんの周りにある身近な自然を保全していくため、有志の市民の方々が「自然環境保全活動推進員」として活動されています。

<主な活動内容>

- ① 自然環境の保全に関する普及啓発活動の推進
- ② 自然に関する調査等への協力
 - ・竹林の整備
 - ・ギフチョウの成体数調査
 - ・ツバメ調査
 - ・セミの抜け殻調査
 - ・けがの予防
 - ・外来生物



セミの抜け殻調査の様子

自然環境の保全に興味のある方、ぜひ一緒に活動しませんか？

- 自然環境保全活動推進員になるためには、養成講座(全6回)を受講することが条件となります。
- 自然環境保全活動推進員は、養成講座受講者の方を対象に募集し、選考します。
- 任期：2年
- 養成講座受講者募集も2年毎。

施策の内容

1 生物多様性の保全

施策	内容	主な事業	実施主体		
			市民	事業者	行政
多様な生きものの生息・生育環境の保全	市内に生息・生育している生きものの現状を把握し、生息・生育環境の保全を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 希少な動植物と生息環境の保全 自然環境保全地区等の指定 生態系に配慮するための外来種対策の検討 環境に配慮した土地利用 	○	○	○
生物多様性を支える人材の育成	さまざまな主体における自然環境や生態系に関する情報共有と連携を促進し、生物多様性への関心を高めます。	<ul style="list-style-type: none"> 自然環境保全活動推進員の設置 自然環境学習会 少年自然の家周辺での自然学習 	○		○

2 緑の保全と創出

施策	内容	主な事業	実施主体		
			市民	事業者	行政
水や緑の保全	私たちの生活にうるおいを与えるだけでなく、地球温暖化防止や生物多様性を育む基盤となる、水辺や緑の保全を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 森林、農地、河川等の維持・保全 保存樹、神社・仏閣の保全による緑の保全 健全な水循環の確保 	○	○	○
緑豊かなまちづくりの推進	市民の緑化活動を支援するほか、暮らしを豊かにする緑をつくり、緑の活用を図ります。	・公園の整備・維持・管理	○	○	○
		・住宅等の敷地内緑化の促進	○		○
		・小学校校庭芝生化事業		○	○
		・民間施設の緑化の促進			○
		・緑道や街路樹の整備			○

市民や事業者求められる主な取組み

市民に求められる取組み	事業者求められる取組み
 <p>生きものの生息・生育環境の保全活動に参加しましょう。</p>	 <p>生きものが生育、生息する自然環境に配慮した事業活動や土地利用を行いましょう。</p>
 <p>生物多様性について理解を深め、積極的に自然とふれあいましょう。</p>	 <p>生きものの生息・生育環境の保全活動に参加しましょう。</p>
 <p>外来種について理解を深め、ペットを大切に、最後まで責任を持って飼いましょう。</p>	 <p>ペットショップなどは飼い主へ外来種の適正な管理と、最後まで責任を持って飼うよう呼びかけましょう。</p>
 <p>植樹や花壇づくりなど、身近な緑を増やすよう努めましょう。</p>	 <p>敷地緑化などに努めるほか、地域の緑化活動に参加しましょう。</p>

関連計画・個別計画

- ・ 第6次春日井市総合計画
- ・ 春日井市緑の基本計画
- ・ 春日井市農業振興地域整備計画
- ・ 春日井市生物多様性地域戦略

関連法令

- ・ 自然環境保全法
- ・ 都市緑地法
- ・ 農業振興地域の整備に関する法律
- ・ 生物多様性基本法
- ・ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律
- ・ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律



施策の体系

施策の柱	施策
1 循環型社会の実現	<ul style="list-style-type: none"> ・啓発等によるごみ減量の推進 ・4 Rの推進
2 廃棄物の適正処理	<ul style="list-style-type: none"> ・効率的なごみ処理による低コスト化 ・安全で安定的な処理施設の確保 ・災害廃棄物の適正処理

現状

- ごみ処理基本計画の基本理念「ともに取り組み 次世代へつなぐ循環都市 かすがい」に向けて、家庭系ごみ・事業系ごみの減量や資源化に取り組んでいます。
- 市内全小学校や保育園等を対象とした青空教室などの環境教育や、ごみ分別アプリ「さんあ〜る」などの情報発信を積極的に行っています。
- 効率的に施設を運用し、安全で安定したごみ処理を行っています。

課題

- 「家庭系ごみ排出量」及び「事業系ごみ排出量」の削減に向けて、さらなるごみの減量や資源化に取り組む必要があります。
- 食品ロスやプラスチックごみの削減に向けて取り組む必要があります。
- ごみ処理施設の老朽化に伴い、計画的に整備していく必要があります。

将来像

- 市民、事業者、市が連携して、「不要なものを断る」Refuse（リフューズ）・「ごみになりそうなものを減らす」Reduce（リデュース）・「繰り返し使う」Reuse（リユース）・「資源として再利用する」Recycle（リサイクル）の4 Rに取り組む、ごみの減量と資源の有効利用が進んでいます。
- 家庭や学校、事業所における食品ロスやプラスチックごみの削減の取組みが、市民や事業者に定着しています。
- ごみの適正処理に取り組む、環境への負荷の小さい処理・処分を行っています。

指標

指標		現状	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	関連計画
達成 指標	1人1日当たりごみ排出量	714g (2019年度)	660g									春日井市ごみ処理基本計画
個別 指標	☆1人1日当たり家庭系ごみ排出量	525g (2019年度)	487g									春日井市ごみ処理基本計画
	事業系ごみ排出量	21,503t (2019年度)	19,557t									春日井市ごみ処理基本計画
	☆ごみ出しルールやマナーが守られているごみステーションの割合	79.6% (2014年度)	90.0%									春日井市第6次総合計画
	1人当たりごみ処理費用	12,068円 (2018年度)	11,131円									春日井市ごみ処理基本計画

これって何？

食品ロス

食べ残し、売れ残りや期限が近いなど様々な理由で、まだ食べられるのに捨てられてしまう食品のことです。日本の食品ロスは年間 600 万トン（2018 年度）になり、これは、わたしたち 1 人あたりが“お茶碗 1 杯分（約 130 g）の食べ物”を毎日捨てているのと同じ量です。もったいないと思いませんか？

食品ロスを減らすための基本は、買い物をするとき「**買いすぎない**」、料理をするとき「**作りすぎない**」、外食するとき「**注文しすぎない**」、そして「**食べきる**」ことが重要です。

<買い物編>

- ① 買い物前に、家にある食材をチェック
- ② 必要な分だけ買う
- ③ すぐ使う食品は棚の手前から買う

<家庭編>

- ① 食品を適切に保存する
- ② 残っている食材から使う
- ③ 食べきれぬ量を作る



中部大学 連携・協働事業

あつまれ！わんぱく隊 ECO チャレンジ

作成ポスター（市内保育園配布）

施策の内容

1 循環型社会の実現

施策	内容	主な事業	実施主体		
			市民	事業者	行政
啓発等によるごみ減量の推進	積極的な情報発信等により、市民がごみ減量や資源化に取り組みやすい環境を作り、各世代に応じた啓発活動を通して、ごみ減量や資源化を推進します。	・ごみ分別アプリ「さんあ〜る」、環境カレンダー等の利用促進	○	○	○
		・エコッキングの実施 ・エコ先案内人			
		・青空教室【再掲】 ・社会科副読本「くらしとごみ」の配布	○		○
		・事業者向け事業系ごみについてのパンフレットの作成		○	○
4Rの推進	リフューズ（不要なものを断る）・リデュース（ごみになりそうなものを減らす）・リユース（繰り返し使う）・リサイクル（資源として再利用する）の4Rを推進します。	・資源分別収集	○	○	○
		・家庭用生ごみ処理機の購入費補助	○		○
		・ごみ減量3R推進事業所認定制度 ・焼却灰リサイクルの推進		○	○
		・新たな収集方式等の調査・検討			○

2 廃棄物の適正処理

施策	内容	主な事業	実施主体		
			市民	事業者	行政
効率的なごみ処理による低コスト化	ごみ処理や収集運搬経費の削減に努め、適正なごみ処に努めます。	・事業系一般廃棄物の資源化施設への搬入促進		○	○
		・ごみ処理施設の効率的運用			○
安全で安定的な処理施設の確保	施設の計画的な整備と適切かつ効率的な維持管理を行います。	・クリーンセンター余剰電力の活用【再掲】	○	○	○
		・環境に配慮したごみ処理施設の整備（資源化・廃熱利用）			○
災害廃棄物の適正処理	災害時には、施設の処理機能やごみ処理体制を確保し、適正なごみ処理に努めます。	・春日井市災害廃棄物処理計画の運用	○	○	○

市民や事業者求められる主な取組み

市民に求められる取組み	事業者求められる取組み
 <p>【リフューズ=ごみを断る】マイバッグやマイボトルを持参して、不要・過剰な包装は断りましょう。</p>	 <p>【リデュース=発生抑制】排出される廃棄物の減量に積極的に取り組みましょう。</p>
 <p>【リデュース=発生抑制】生ごみの水切りや堆肥化などにより、ごみの減量化に努めましょう。</p>	 <p>【リデュース=発生抑制】再利用可能な製品やエコマーク商品などの製造・販売に努め、過剰包装を削減しましょう。</p>
 <p>【リデュース=発生抑制】食材の使い切りや食べきりを心がけ、食品ロスを減らしましょう。</p>	 <p>【リデュース=発生抑制】食べきりメニューの設定やフードバンクへの寄付など、食品ロスの削減に努めましょう。</p>
 <p>【リユース=再利用】再利用や修理ができる製品を購入しましょう。</p>	 <p>【リユース=再利用】リユースの取組みに協力しましょう。</p>
 <p>【リサイクル=再資源化】ごみの分別や出し方のマナーを守りましょう。</p>	 <p>【リサイクル=再資源化】廃棄物の適正な分別、保管、運搬、処理の徹底に努めましょう。</p>

関連計画・個別計画

- ・第6次春日井市総合計画
- ・春日井市地域防災計画
- ・春日井市ごみ処理基本計画
- ・一般廃棄物処理実施計画
- ・春日井市災害廃棄物処理計画

関連法令

- ・循環型社会形成推進基本法
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律



施策の体系

施策の柱	施策
1 人と環境にやさしいまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・快適な生活のための基盤整備 ・多様な交通手段が選択できるまちづくり
2 良好な生活環境の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・公害防止・環境負荷の低減 ・上下水道の維持管理 ・合併処理浄化槽への転換促進

現状

- 計画的な都市基盤の整備を行い、快適な住環境が形成されています。
- 大気・水・騒音については、ほとんどの項目で環境基準を達成しており、市内の環境はおおむね良好です。
- 地域の実情に応じた適正な整備により、下水道や合併処理浄化槽*5等の普及が進んでいます。

課題

- 少子高齢化に対応した、暮らしやすい住環境や利用しやすい交通環境などの都市基盤を整備する必要があります。
- 良好な大気・水環境を維持し、騒音・振動・悪臭を防止する必要があります。
- 快適で衛生的な生活環境を維持するため、生活排水対策の充実が求められます。

将来像

- 人と環境にやさしい都市基盤が整備された快適なまちになっています。
- 澄んだ空気、清らかな水が確保された安全・安心なまちになっています。
- 下水道整備の推進と合併処理浄化槽等への転換が促進されています。

*5合併処理浄化槽：生活排水（トイレの排水とそれ以外の生活雑排水）を処理する浄化槽。河川等の水環境を守ります。一方、単独処理浄化槽はトイレの排水のみを処理するため、生活雑排水は未処理のまま河川等に流されるため、川や海を汚染します。

指標

指標		現状	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	関連計画
達成 指標	交通の利便に対する満足度 ^{*6}	2.53 (2016年度)	2.80									春日井市地域公共交通計画
	環境基準達成率（大気・水質・騒音）	12項目中11項目達成（2020年度）	項目ごとに100%達成									-
個別 指標	☆市内バスの年間利用者数	5,403千人 (2019年度)	5,415千人									春日井市地域公共交通計画
	基幹的公共交通 ^{*7} の人口カバー率 ^{*8} （居住誘導区域 ^{*9} ）	65.7% (2010年度)	65.5%以上									春日井市立地適正化計画
	自転車通行空間の整備延長〔累計〕	32.1km (2020年度)	53.9km									春日井市自転車活用推進計画
	汚水処理人口普及率 ^{*10}	88.1% (2016年度)	96.1%									春日井市第6次総合計画



*6 交通の利便に対する満足度：市民意識調査「誰もが不便を感じずに移動できる」に対する満足度の5段階評価（5：満足、4：どちらかといえば満足、3：どちらともいえない、2：どちらかといえば不満、1：不満）の平均値により評価。

*7 基幹的公共交通：片道30本/日以上またはピーク時片道3本/以上のサービス水準を有する鉄道及び路線バス。

*8 公共交通の人口カバー率：総人口に対して、鉄道駅から半径800m、バス停から半径300mの範囲に居住する人口の割合。

*9 居住誘導区域：一定のエリアで人口密度を維持することで、居住者の生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるように居住を誘導すべき区域として立地適正化計画において定められる区域。

*10 汚水処理人口普及率：下水道のほか、集中処理浄化槽や合併処理浄化槽などにより汚水を衛生的に処理する設備が普及している地区の人口の総人口に対する割合。

施策の内容

1 人と環境にやさしいまちづくり

施策	内容	主な事業	実施主体		
			市民	事業者	行政
快適な生活のための基盤整備	暮らしやすく居心地の良い住環境づくりを推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・高蔵寺ニューモビリティタウン構想事業 ・環境に配慮した土地利用【再掲】 	○	○	○
多様な交通手段が選択できるまちづくり	公共交通の利便性の向上と市民の移動手段の確保を図り、多くの市民の公共交通の利用を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・かすがいシティバスの利用促進 ・鉄道駅周辺駐輪場における自転車整理 	○	○	○
		<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道駅周辺整備 		○	○
		<ul style="list-style-type: none"> ・自転車レーン・歩道の整備 			○

2 良好な生活環境の確保

施策	内容	主な事業	実施主体		
			市民	事業者	行政
公害防止・環境負荷の低減	大気・水・騒音の環境調査を実施し、情報発信に努めるとともに、環境法令に基づき事業者を指導するなど、生活環境を保全します。	<ul style="list-style-type: none"> ・協定等による環境の保全 ・事業所立入（大気・悪臭・水質・土壌・騒音・振動） ・環境監視（大気、水質、騒音） ・地下水水質調査 ・光化学スモッグ等の情報の周知 ・大気・水環境等の未規制化学物質等の情報収集と提供 		○	○
上下水道の維持管理	上下水道の計画的な整備・維持管理を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道の整備 ・水道施設の計画的な更新 			○
合併処理浄化槽への転換促進	生活排水を衛生的に処理できる合併処理浄化槽への転換を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・環境配慮型合併処理浄化槽の設置費補助 	○		○

市民や事業者求められる主な取組み

市民に求められる取組み	事業者求められる取組み
 <p>徒歩や自転車、公共交通機関を積極的に利用しましょう。</p>	 <p>エコ通勤（徒歩、自転車、公共交通）を推奨しましょう。</p>
 <p>食器の油汚れを拭き取るなど、生活排水による水の汚れを防ぎましょう。</p>	 <p>大気汚染や水質汚濁に関する法令を遵守しましょう。</p>
 <p>テレビや音楽の音量などは近隣へ配慮しましょう。</p>	 <p>騒音や振動、悪臭に関する法令を遵守するとともに、近隣への配慮に努めましょう。</p>
 <p>下水道への切替えや合併処理浄化槽の設置、適正管理に努めましょう。</p>	 <p>化学物質の適正な使用・管理を徹底しましょう。</p>

関連計画・個別計画

- ・ 第6次春日井市総合計画
- ・ 春日井市都市計画マスタープラン
- ・ 春日井市立地適正化計画
- ・ 春日井市地域公共交通計画
- ・ 春日井市自転車活用推進計画
- ・ 春日井市公共施設等マネジメント計画
- ・ 春日井市下水道基本計画
- ・ 春日井市生活排水処理基本計画

関連法令

- ・ 大気汚染防止法
- ・ 水質汚濁防止法
- ・ 土壌汚染対策法
- ・ 騒音規制法
- ・ 振動規制法
- ・ 悪臭防止法
- ・ 都市計画法

第 4 章 生物多様性地域戦略

1

.

.

.

.

(1)

.

第5章 計画の推進

1 推進の仕組み

.....

推進の仕組み

.....

2 進行管理項目

.....

3 連携による推進

市民、事業者、市との連携による推進体制

.....